



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0035  
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F  
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276  
担当: 花村

**いよいよ 始まる 裁判員制度** **知っておきたい企業の取組状況とチェックポイントとは？**

裁判員制度の開始が半年後にせまりました。それに先立ち、裁判員候補者名簿に登録された人への「お知らせ」が11月28日頃に発送される予定です。裁判員制度を運営していく裁判所などから、企業に対して、従業員が裁判に参加しやすいような体制づくりを求めています。実際、企業ではどのような取組をしているのでしょうか？また、今回は、企業の取組状況を見るときにも、知っておきたい裁判員制度 Q&A をお届けします。



**企業の取組み状況は？**

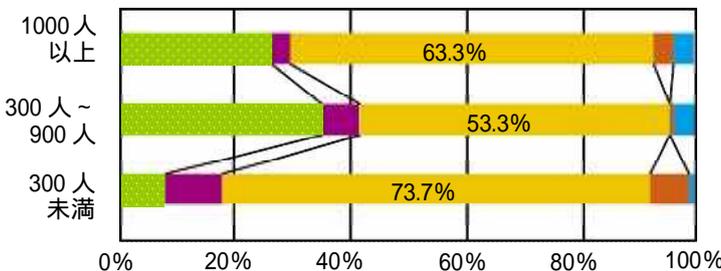
（財）労務行政研究所の調査結果を編集：「労政時報」購読企業から2,482社を抽出。うち回答のあった243社を集計

「裁判員に選任された社員の欠勤時の取り扱い」の決定状況

従業員規模	1,000人以上(70社)	300～900人以上(90社)	300人未満(83社)
すでに決まっている	42.9%	50.0%	45.8%
現在検討している	30.0%	21.1%	15.7%
今後検討予定	25.7%	28.9%	36.1%
検討の予定なし	1.4%	0.0%	2.4%

従業員規模に関わらず、全体の5割弱の企業が、すでに対応を決めているようです。

欠勤時の取り扱いをすでに決めている企業(113社)の取り扱い内容



「裁判員休暇制度」を新設  
裁判員制度を含めた公民権行使に関する休暇制度を新設  
就業規則等に定められた公民権行使に関する既存のルールを適用  
ケースバイケースで対応  
～ 以外の取り扱いとする

「既存のルールを適用する」との回答が最も多く、中でも従業員規模300人未満の企業でその傾向が高くなっています。中小企業では、早急に新たに休暇制度を設けるよりも、今後の裁判員制度の動向も見ながら必要に応じて対応を講じていくのが現実的なようです。

**知っておきたい裁判員制度 Q&A**

- Q: 裁判員や裁判員候補者として裁判所にいった場合、日当や交通費は支払われるのですか？  
A: 裁判員や、裁判員候補となって裁判所に行った人には、日当と交通費が支払われます。日当は1日当たり裁判員候補者は8000円以内、裁判員は10,000円以内になっています。また、交通費は原則として最も経済的な経路・交通手段で計算されます。
- Q: 裁判員候補者または裁判員として裁判所に向かう途中で事故にあった場合、補償は受けられますか？  
A: 裁判員は、非常勤の裁判所職員になり国家公務員災害補償法の適用を受けます。したがって、上記のような場合は、国家公務員災害補償法に基づいて補償を受けることになります。
- Q: 裁判員制度の為に休暇を認めなければいけないのですか？  
A: 従業員が裁判員の仕事のために休暇を請求したときは、会社これを拒んではいけないと労働基準法で定められていますが、有給休暇を義務付けるものではありません。

**チェックポイント**



裁判員制度の開始に向けて就業規則等の見直しをする場合も考えられます。まず、現在の就業規則のままで対応できるか次のチェックポイントを確認しておきましょう。

- |  |               |
|--|---------------|
| 就業規則の「公民権行使」についての条文があるか確認                    | ない場合は見直し      |
| 公民権の行使は選挙権のみに限定されているか確認                      | 限定されている場合は見直し |
| 「公民権行使」のほか「公の職務の執行」の記載、あるいは「公民権等行使」の記載の有無を確認 | ない場合は見直し      |
| 公民権を行使した場合の給与支給の有無の記載があるか確認                  | ない場合は見直し      |